

令和2年度
「仲町にぎわいウィーク」集客イベント等
企画運營業務委託仕様書

令和2年12月

串 間 市

1 委託業務名

令和2年度「仲町にぎわいウィーク」集客イベント等企画運営業務

2 目的

令和3年春、串間市の中心市街地に「道の駅くしま」が供用開始になることに伴い、隣接する仲町商店街を「大正ロマン・大正モダンの商店街」として活性化を図り、「道の駅くしま」からの人の流れを作るとともに、「大正ロマン・大正モダン」をテーマとしたイベントを行うことで、仲町の魅力を伝えていくことを目的とする。

3 業務の期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

4 委託金額

上限額 2,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 業務内容

(1) 「仲町にぎわいウィーク」集客イベント等の開催日等について

開催期間 令和3年3月27日（土）及び3月28日（日）（少雨決行）

開催時間 午前10時から午後5時まで

開催場所 旧吉松家住宅前市民広場（メイン会場）（別紙概要図のとおり。）

(2) 「仲町にぎわいウィーク」の集客イベント等の企画について

ア 開催期間、開催時間を通じて定期的にイベントを行うこと。

イ 3月28日（日）にクロージングイベントを実施すること。

ウ イベント等の企画では、下記を実施すること。

① 大正ロマン・大正モダンを想起させるような企画

② 幅広い層をターゲットとした企画

エ 仲町商店会等の関係機関と連携が図られるような企画を行うこと。

オ 次のとおり、飲食店を出店させること。

① 開催期間、開催時間中に出店させること。また、提供する時間に見合う飲食物を提供できるようバランスのとれた構成とすること。

② 道の駅くしま指定管理者（株式会社海山社中）を出店させること（出店日等については、後日協議するものとする。）。

カ 開催場所内に飲食スペースを設置し、開催場所に滞在できるようにすること。

キ 来場者が喜ぶおもてなしの企画や、参加型の企画を実施するなど、多くのコミュニケーションやにぎわいが生まれる場を作ること。

(3) 広報について

ア SNSやマスメディア等を活用した独自の広報について企画し、実施すること。制作に当たっては、企画、構成、編集等の一連の業務は受注者において行う

こと。なお、独自の広報については、費用対効果を考慮して実施すること。

イ 広報用のチラシ、フラッグについては、串間市が直接委託することから、費用計上しないこと。

(4) 「仲町にぎわいウィーク」集客イベント等の運営について

ア 業務の実施に係る運営マニュアルを作成すること。

イ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、必要な措置を講ずること。

ウ 運営に必要なスタッフを確保すること。

エ 必要な物品等については、可能な限り大正ロマン・大正モダンに相応しいものを手配すること。

オ 出店ブース等については、看板のデザインを揃えるなどして統一感が図られるようにすること。

カ 開催に必要な設営、撤去、必要物品の手配は受注者において行うこと。

キ 開催中は会場運営の責任者を常置し、串間市等との連絡調整や管理運営を行うこと。

ク 音響機材、照明等のイベントに必要な機材は、受注者の責任において保管を行うこと。

ケ 本業務実施に当たり、保険等必要な手続きをとり、来場者の安全確保、誘導、会場運営のために必要な体制を整えること。

コ 本業務実施に当たり、必要となる官公庁等への許認可等に関する申請書類の作成、申請手数料等の支払い等については、受注者で行うこと。

サ 防火、事故防止対策等の安全措置を講ずること。

シ 宮崎県立福島高等学校からの出店等の依頼があった場合は、それに応えられる体制を整えておくこと。

ス 開催期間中、参加者や出店者等に対してアンケートを実施し、集計及び分析を行うこと。

(5) 実績報告書の提出について

ア 受注者は、業務終了後、速やかに串間市へ実績報告書を提出すること。

イ 実績報告書の様式は任意とする。

ウ 実績報告書には、次に掲げるものを添付するものとする。

① 業務完了届出書

② イベント時の写真等

③ 収支決算書

④ アンケートの集計および分析

6 その他

(1) 本仕様書に規定する場所以外での企画について、委託上限額の範囲内において提

案することは差し支えないものとする（例：旧吉松家住宅を利用した企画）。ただし、旧吉松家住宅前市民広場の近隣で開催するものとする。

- (2) 本仕様書に規定する開催日時以外の企画について、委託上限額の範囲内において提案することは差し支えないものとする。ただし、3月21日（日）から3月28日（日）までの間において開催するものとする。
- (3) 広報用のチラシ、フラッグについては、串間市が直接委託することから費用計上しないこと。
- (4) 交通誘導に係る警備員は、串間市が直接委託することから費用計上しないこと。
- (5) 飲食店の出店に当たっては、1日、1平方メートル当たり50円（税込）の使用料が徴収されることを考慮すること。
- (6) 開催場所での注意事項が別紙概要図中に記載されているため、内容を確認のうえ、これに従うこと。
- (7) 本業務の実施に当たって受注者は、串間市と十分協議し行うものとする。受注者は、本業務の目的や趣旨を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (8) 受注者は、本業務の開始から終了までの間、業務の円滑な遂行のために、十分な経験と技術力を有する者を従事させるとともに、あらかじめ責任者、担当者氏名、実務経験等を串間市に提出し、承認を得ること。
- (9) 受注者は、本業務の遂行に先立ち、あらかじめ詳細なスケジュールを提出し、串間市の承認を得ること。
- (10) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合において、受注者は、事前に串間市の承認を得るものとする。